

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度とは

公共施設や店舗などに設置されている身障者専用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方などで歩行や乗降が困難な方に、県が、県内共通の利用証を交付して、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度です。

利用証を提示することで、県に登録された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用することができます。



利用証の交付

県や市町の役場などで交付しています（裏面参照）。



利用証の使い方

利用証はルームミラーなどにかけて、外から見えるように掲示します。



「やまぐち障害者等専用駐車場」

下の案内表示がある協力施設の身障者専用駐車場です。



「やまぐち障害者等専用駐車場」は、車の乗り降りのためにドアを全開にしなければならない方、歩行困難などによりできるだけ建物に近い位置に駐車する必要がある方の駐車スペースです。

利用証をお持ちでない方は、裏面をご参照いただき、利用証をお取りいただくか、駐車を控えていただきますようお願いいたします。また、利用証をお持ちの方であっても、同乗者の介助などにより、歩行や車の乗り降りに支障がないときは、他の必要な方への配慮をお願いいたします。

制度の基本となるのは、県民の皆様ひとりひとりのやさしい心、ゆずりあいの心です。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

交付対象となる方

以下の基準に該当する方で、歩行や乗降が困難な方

●身体障害者

身体障害者手帳の障害名欄の等級が次の表に該当する方

視覚障害		1～4級
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2,3級
	平衡機能障害	3,5級
肢体不自由	上肢	1～4級
	下肢	1～6級
	体幹	1～3,5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1,2級
	移動機能	1～6級
心臓機能障害		1,3,4級
じん臓機能障害		1,3,4級
呼吸器機能障害		1,3,4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1,3,4級
小腸機能障害		1,3,4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級
肝臓機能障害		1～4級

●知的障害者

療育手帳の障害の程度欄が「A」の方

●精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方

●高齢者

「要介護1」～「要介護5」の方

●難病患者

特定疾患医療受給者証をお持ちの方

●けが人

けがにより、車いす、杖等を使用されている方

●妊産婦

妊娠7ヶ月～産後1年までの方
(産後は乳児同乗の場合のみ)

●その他、診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

申請手続き

●窓

県庁健康福祉部厚政課	TEL083-933-2724	山口健康福祉センター	TEL083-934-2528
岩国健康福祉センター	TEL0827-29-1522	宇部健康福祉センター	TEL0836-31-3200
柳井健康福祉センター	TEL0820-22-3777	長門健康福祉センター	TEL0837-22-2811
周南健康福祉センター	TEL0834-33-6422	萩健康福祉センター	TEL0838-25-2663

※各市町、協力市町社会福祉協議会でも申請できます(原則として即日交付)。

※詳しくは下記までお問い合わせいただくか、県厚政課のホームページをご覧ください。

●必要書類

①申請書 窓口に備え付けているほか、県厚政課ホームページからもダウンロードできます。

- ②確認書類
- 身体障害者:身体障害者手帳
 - 知的障害者:療育手帳
 - 精神障害者:精神障害者保健福祉手帳
 - 高齢者:介護保険被保険者証
 - 難病患者:特定疾患医療受給者証
 - 妊産婦:母子健康手帳
 - けが人:診断書等(車いす、杖等の使用期間がわかるもの)、身分証明書
 - その他:診断書等(歩行・乗降の状態がわかるもの)、身分証明書

●申請方法 上記窓口での申請のほか、郵送でも受け付けます。

送付先 山口県健康福祉部 厚政課 地域保健福祉班
〒753-8501 山口市滝町1番1号

郵送による申請の場合は、申請書のほか、返信用切手(120円)と確認書類の写しの添付が必要です。

問い合わせ先

●山口県健康福祉部 厚政課 地域保健福祉班

TEL083-933-2724